

令和8年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和8年2月26日



## 目 次

議第 4 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 号	瑞浪市職員の旅費に関する条例の制定について……………	3
議第 6 号	瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	1 9
議第 7 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて……………	2 1
議第 8 号	瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 9 号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	2 6
議第 1 0 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議第 1 1 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……	2 8
議第 1 2 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	3 8
議第 1 3 号	瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	3 9
議第 1 4 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について……………	4 1
議第 1 5 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 3
議第 1 6 号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて……………	4 5
議第 1 7 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……	4 6
議第 1 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	4 7
議第 1 9 号	訴えの提起について……………	4 8
議第 2 0 号	市道路線の認定について……………	5 1
議第 2 1 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	5 2
議第 2 2 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 4 号）……………	5 9
議第 2 3 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	6 1

議第 2 4 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 3
議第 2 5 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）	6 5
議第 2 6 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	6 8
議第 2 7 号	令和 8 年度瑞浪市一般会計予算	7 1
議第 2 8 号	令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算	7 9
議第 2 9 号	令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算	8 2
議第 3 0 号	令和 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算	8 6
議第 3 1 号	令和 8 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算	9 0
議第 3 2 号	令和 8 年度瑞浪市水道事業会計予算	9 3
議第 3 3 号	令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計予算	9 7

議第 4 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市附属機関設置条例（平成 2 8 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部瑞浪市功労者選定審査委員会の項の次に次のように加える。

瑞浪市地場産品創出支援事業助成金審査会	瑞浪市地場産品創出支援事業に提案された事業の審査及び助成金の交付対象者の選定
瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金審査会	瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業に提案された事業の審査及び助成金の交付対象者の選定

別表市長の部瑞浪市子ども発達支援センター運営委員会の項の次に次のように加える。

瑞浪市公私連携法人選定委員会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 3 4 条第 1 項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする公私連携法人の選定についての審議及び審査
----------------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中 「公務災害補償等審査会委員  
「公務災害補償等審査会委員  
まちづくり条例審議会委員」 を 「公務災害補償等審査会委員  
地場産品創出支援事業助成金  
ふるさと納税活用型地域活性  
まちづくり条例審議会委員

審査会委員  
化促進事業助成金審査会委員 に、 「子ども発達支援センター運営委員会  
高齡者福祉計画等推進委員会委員

」

委員 「子ども発達支援センター運営委員会委員  
を 公私連携法人選定委員会委員 に改める。  
」 高齡者福祉計画等推進委員会委員 」

## 議第 5 号

瑞浪市職員の旅費に関する条例の制定について

瑞浪市職員の旅費に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の旅費に関する条例

瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 9 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 旅費の種目及び内容（第 8 条－第 2 0 条）

第 3 章 雑則（第 2 1 条－第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

2 市が職員に対し支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 職員 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 1 号）、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 9 号）の適用を受ける者及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2

2条の2第1項第2号に規定する者をいう。

- (2) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する者及び同法同条第2項の規定により任命権の一部が委任されている者をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (5) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (6) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (10) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(11) 職務の級 瑞浪市職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表一による職務の級及び行政職給料表一の適用を受けない者については、任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、赴任に関する旅費の支給は、市長がその支給を必要と認めた場合に限る。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦内にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ又はエの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務

員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に市の規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者

及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市の規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、

第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### (旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（内国旅行にあつては市長、副市長及び教育長（以下この号並びに次項、次条及び第11条において「市長等」という。）に限り、外国旅行にあつては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

### (船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあつては市長等に関し、外国旅行にあつては市長等及び職務の級が7級以上の者に限り、）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市の規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、市長等が移動するとき及び職務の級が7級以上の者が長時間にわたる移動として市の規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額
  - (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び職務の級が7級以上の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
  - (3) 外国旅行であって、職務の級が6級以下の者が著しく長時間にわたる移動として市の規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- (その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 自家用自動車（前号に規定する自家用自動車を除く。）を利用する移動（職員にあつては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。）に要する費用として市の規則で定める費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による額（第18条において「交通費」という。）及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1） 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着

後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市の規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡

(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める定額とする。

### 第3章 雑則

#### (退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

#### (遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

#### (証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

#### (旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条及び第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項並びに第19条の規定により計

算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項

は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の瑞浪市職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者等が同項に規定する出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者等が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

- 6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要

な経過措置は、市の規則で定める。

(瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 7 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 8 瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市教育研究所設置条例の一部改正)

- 9 瑞浪市教育研究所設置条例（昭和43年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 10 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 11 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 12 瑞浪市公聴会参加者等の実費弁償に関する条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(実費弁償の額)

第3条 前条の規定による実費弁償の額は、出務1日につき2,000円に瑞浪市職員の旅費に関する条例（令和8年条例第 号）に定める額を

加えた額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 1 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 1 4 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「昭和29年条例第19号」を「令和8年条例第 号」に改める。

## 議第6号

瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「860,000円」を「890,000円」に改め、  
同表副市長の項中「708,000円」を「730,000円」に改める。

(瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「631,000円」を「650,000円」に改める。

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

別表中 「

430,000円
400,000円
385,000円
375,000円

」 を 「

450,000円
416,000円
400,000円
390,000円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第7号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第20条において同じ。)」を加える。

第8条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「初任給調整手当として」を「第1種初任給調整手当として」に改め、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の市の規則で定める職員にあつては、市の規則で定める額)並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割

合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第11条第2項第1号中「この項及び次項」を「次項及び第6項」に改め、同項第2号中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）に応じ、支給単位期間につき次の表に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ、市の規則で」に改め、同号の表を削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「及び特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に改め、「新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加

える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額第16条第2項中「初任給調整手当及び」を「第1種初任給調整手当及び第8条の2に規定する第2種初任給調整手当並びに」に改める。

（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当）

第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当は、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給する。

第7条中「給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）」を「常勤職員」に改める。

（瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年条例第25号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第4条の規定による改正後の」及び「。以下「新給与条例」という。」を削る。

附則第13条第1項中「新給与条例第3条第1項」を「瑞浪市職員の給与に関する条例第3条第1項」に、「新給与条例第4条第2項」を「同条例第4条第2項」に改め、同条第3項中「新給与条例第3条第1項」を「瑞浪市職員の給与に関する条例第3条第1項」に、「新給与条例第4条第2項」を「同条例第4条第2項」に改め、「第8条の規定による改正後の」及び「。以下「新勤務時間条例」という。」を削り、同条第4項中「新給与条例」を「瑞浪市職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「瑞浪市職員の給与に関する条例第8条の2及び」に改め、同条第6項及び第7項中「新給与条例」を「瑞浪市職員の給与に関する条例」に改める。

附則第16条中「新勤務時間条例第2条第3項」を「瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項」に、「新勤務時間条例の規定」を「同条例の規定」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員定数条例（昭和 5 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表消防機関の項中「6 3 人」を「7 2 人」に改め、同表合計の項中「4 6 2 人」を「4 7 1 人」に改め、同条第 2 項第 3 号中「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条の規定により育児休業をしている職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第9号

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第10号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第9条 市長は、令和8年度分の保険料について、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらず減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 1 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規

定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第11条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の6の2第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の6の6第1項第4号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第15条の7ただし書中「第3号に掲げる」の次に「額の」を加え、同条第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子

育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
- ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未

満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の6の3」の次に「若しくは第15条の14」を加え、「、第20条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号(同条第6項)」を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第20条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第20条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「額の算定」を「額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」を「額、同条第5項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額」に改める。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子

ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象

とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第15条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に掲げる」を「第6項に掲げる」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「

第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項中」を「第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども

・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条の2、第15条の6、第15条の13から第15条の17まで、第18条及び第20条から第20条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 1 2 号

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年  
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

開票立会人及び 選挙立会人	一の選挙につき	1 0, 1 0 0 円
------------------	---------	--------------

を

「

開票立会人及び 選挙立会人	一の選挙につき	1 0, 1 0 0 円
鳥獣被害対策実 施隊員	年額	3 0, 0 0 0 円
	出動 1 回につき	1 5, 0 0 0 円

に改める。」

別表備考に次の 1 号を加える。

- 3 鳥獣被害対策実施隊員の出動 1 回の報酬の額は、活動時間が 2 時間  
未満の場合、半額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の出動から適用する。

議第13号

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第1  
1号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 直売所の施設は、次のとおりとする。

- （1） 農産物等販売施設
- （2） 農畜産物加工施設
- （3） 農畜産物消費施設

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、農畜産物消費施設は、当該施設を利用する者の求めに応じ、こ  
れを午後9時までの間で延長する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更  
することができる。

第5条第1号中「火曜日」を「月曜日」に改める。

第6条第1項中「直売所を利用しようとする者は」を「別表に掲げる施設

及び設備を利用しようとする者は」に改める。

第18条中「第4条及び第5条中「ただし、」を「第4条第2項及び第5条ただし書中「」に、「ただし、指定管理者」を「指定管理者」に改める。

別表中「第10条」を「第6条、第10条」に改め、同表農産物等の販売施設の項中「農産物等の販売施設」を「農産物等販売施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第14号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第15号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及

び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議第16号

瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
正 村 和 英	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第17号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
鈴木 かおり	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第18号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
小司隆信	※※※※※	※※※※

議第 19 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野 光二

1 訴えを提起する相手方及び対象物件

相手方		対象物件	
住所	氏名	所在	地積
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 4 番 1	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 4 番 4	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 4 番 7	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 4 番 10	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 4 番 16	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 2	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 5	1 3 m <sup>2</sup>

※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 6	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 8	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 9	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 0	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 1	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 2	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 3	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 7	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 1 9	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 2 2	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 2 9	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 3 1	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 3 4	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 3 8	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 4 4	1 3 m <sup>2</sup>

※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 4 6	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 4 8	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 5 0	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 7 番 5 7	1 3 m <sup>2</sup>
※ ※ ※ ※ ※	※※ ※※	瑞浪市土岐町字竜門 9 9 番 4	1 3 m <sup>2</sup>

## 2 請求の趣旨

昭和32年に本市が寄附を受けた現瑞浪市総合文化センターの敷地の一部のうち、所有権移転の登記手続が未了となっている個人名義の土地28筆について、土地所有者（名義人）が不在籍不在住であり、その相続人が不明であることが確認されたので、土地所有者を相手方として瑞浪市に所有権移転の手続を進めるための訴えを提起する。

## 3 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

議第 20 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1701	深沢日蔭 2 号線	日吉町字日蔭 7 4 7 4 番 1 地先 日吉町字日蔭 7 4 6 3 番 1 地先	

## 議第 2 1 号

### 令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 2 8 1, 2 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 2 6 8, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		5,000	5,000	10,000
	1 利子割交付金	5,000	5,000	10,000
4 配当割交付金		39,000	10,000	49,000
	1 配当割交付金	39,000	10,000	49,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,000	17,000	72,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,000	17,000	72,000
7 地方消費税交付金		947,000	76,000	1,023,000
	1 地方消費税交付金	947,000	76,000	1,023,000
11 地方交付税		4,252,700	256,100	4,508,800
	1 地方交付税	4,252,700	256,100	4,508,800
13 分担金及び負担金		39,940	406	40,346
	1 分担金	6,946	△1,401	5,545
	2 負担金	32,994	1,807	34,801
15 国庫支出金		3,555,072	△457,214	3,097,858
	1 国庫負担金	1,658,932	△44,989	1,613,943
	2 国庫補助金	1,885,814	△412,225	1,473,589
16 県支出金		1,183,209	△55,614	1,127,595
	1 県負担金	671,066	△36,274	634,792
	2 県補助金	389,387	△19,340	370,047
17 財産収入		1,418,800	630	1,419,430
	1 財産運用収入	75,828	630	76,458
18 寄附金		420,310	△73,940	346,370
	1 寄附金	420,310	△73,940	346,370
19 繰入金		2,130,769	△714,268	1,416,501
	1 基金繰入金	2,084,038	△709,337	1,374,701
	2 財産区繰入金	46,731	△4,931	41,800
21 諸収入		1,176,900	9,000	1,185,900
	4 雑入	341,694	9,000	350,694

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22市債		2,472,000	△354,300	2,117,700
	1市債	2,472,000	△354,300	2,117,700
歳入合計		24,549,400	△1,281,200	23,268,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1議会費		173,900	△1,500	172,400
	1議会費	173,900	△1,500	172,400
2総務費		4,010,700	△62,005	3,948,695
	1総務管理費	3,567,719	△66,405	3,501,314
	3戸籍住民基本台帳費	126,650	4,400	131,050
3民生費		6,547,500	△118,909	6,428,591
	1社会福祉費	3,282,030	△50,325	3,231,705
	2児童福祉費	3,044,270	△68,584	2,975,686
4衛生費		2,669,000	△22,897	2,646,103
	1保健衛生費	1,169,403	10,394	1,179,797
	2清掃費	1,382,620	△33,291	1,349,329
	3環境費	116,977	0	116,977
5労働費		16,800	△1,700	15,100
	1労働諸費	16,800	△1,700	15,100
6農林水産業費		340,700	△8,950	331,750
	1農業費	260,855	△6,850	254,005
	2林業費	79,845	△2,100	77,745
7商工費		936,400	△14,140	922,260
	1商工費	936,400	△14,140	922,260
8土木費		3,279,200	△975,601	2,303,599
	2道路橋梁費	863,810	△64,600	799,210
	3河川費	380,174	△6,450	373,724
	4都市計画費	1,905,456	△904,551	1,000,905

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9	消防費	1,710,700	△2,500	1,708,200
	1 消防費	1,710,700	△2,500	1,708,200
10	教育費	2,771,000	△13,998	2,757,002
	1 教育総務費	286,122	0	286,122
	2 小学校費	715,228	0	715,228
	3 中学校費	701,652	0	701,652
	4 幼稚園費	431	△298	133
	5 社会教育費	515,787	△5,200	510,587
	6 保健体育費	551,780	△8,500	543,280
12	諸支出金	599,100	△36,000	563,100
	1 公営企業費	599,100	△36,000	563,100
14	災害復旧費	97,000	△23,000	74,000
	1 土木施設 災害復旧費	93,400	△23,000	70,400
歳出合計		24,549,400	△1,281,200	23,268,200

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	2,500
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍電算処理経費	1,900
4 衛生費	2 清掃費	混合焼却施設設備改修事業	360,500
8 土木費	2 道路橋梁費	道路側溝等緊急対策事業	10,000
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金(道路等)事業	11,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業補助金事業	8,300
8 土木費	4 都市計画費	都市計画事務経費	1,500
8 土木費	4 都市計画費	立地適正化計画策定事業	4,400
10 教育費	5 社会教育費	中央公民館施設管理経費	2,500

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	998,100	補正前に同じ	340,000
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅南地区)	199,000	補正前に同じ	1,000
14 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	65,700	補正前に同じ	42,700

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
R S ウ イ ル ス 予 防 接 種 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	3,600

第4表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場設備整備事業	13,900	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	57,000	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	36,000	補正前と同じ	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前と同じ
市民福祉センター改修事業	25,000				24,300			
老人憩いの家施設整備事業	11,500				10,100			
混合焼却施設設備改修事業	336,600				359,300			
南垣外北野線南道路改良事業	70,700				補正前と同じ			
道路側溝等緊急対策事業	68,000				補正前と同じ			
市道等長寿命化事業	72,000				補正前と同じ			
交通安全対策補助金(通学路緊急対策)事業	60,300				56,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	8,800				4,000			
普通河川緊急対策事業	350,000				補正前と同じ			
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	210,200				100,600			
消防ポンプ自動車等更新事業	19,500				16,500			
土岐小学校改修事業	286,600				180,700			
日吉公民館施設改修事業	85,200				83,200			
瑞浪中学校改修事業	321,200				220,900			
現年土木施設補助災害復旧事業	26,800	16,700						

議第 2 2 号

令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 9 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 2 2, 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		522,300	10,000	532,300
	1 後期高齢者医療保険料	522,300	10,000	532,300
3 繰入金		179,547	△6,700	172,847
	1 一般会計繰入金	179,547	△6,700	172,847
5 諸収入		550	600	1,150
	2 雑入	510	600	1,110
歳入合計		718,100	3,900	722,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,123	△800	22,323
	1 総務管理費	14,731	△800	13,931
2 後期高齢者医療広域連合納付金		693,967	4,700	698,667
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	693,967	4,700	698,667
歳出合計		718,100	3,900	722,000

議第 2 3 号

令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 5 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 6 9, 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		312,638	△4,500	308,138
	1 一般会計 繰入金	297,200	△16,300	280,900
	2 基金繰入金	15,438	11,800	27,238
歳入合計		3,574,100	△4,500	3,569,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		83,014	△4,800	78,214
	1 総務管理費	83,014	△4,800	78,214
3 国民健康保険 事業費納付金		922,965	0	922,965
	1 医療給付費分	643,974	0	643,974
	2 後期高齢者 支援金等分	214,480	0	214,480
	3 介護納付金分	64,511	0	64,511
6 諸支出金		36,100	300	36,400
	1 償還金及び 還付加算金	36,100	300	36,400
歳出合計		3,574,100	△4,500	3,569,600

議第 2 4 号

令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 7 1, 9 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		741,251	0	741,251
	1 介護保険料	741,251	0	741,251
4 支払基金 交付金		963,497	1,242	964,739
	1 支払基金 交付金	963,497	1,242	964,739
7 繰入金		646,790	△3,625	643,165
	1 一般会計 繰入金	603,318	△3,625	599,693
8 繰越金		73,050	37,683	110,733
	1 繰越金	73,050	37,683	110,733
歳入合計		3,836,600	35,300	3,871,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		115,725	△4,200	111,525
	1 総務管理費	57,829	△4,200	53,629
2 保険給付費		3,446,600	0	3,446,600
	1 介護サービス等諸費	3,211,700	0	3,211,700
	2 介護予防サービス等諸費	92,400	0	92,400
	5 特定入所者介護サービス等費	60,200	0	60,200
3 基金積立金		47,645	34,900	82,545
	1 基金積立金	47,645	34,900	82,545
4 地域支援費 事業費		183,380	4,600	187,980
	1 介護予防・生活 支援サービス 事業費	115,750	4,600	120,350
歳出合計		3,836,600	35,300	3,871,900

議第 25 号

令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 2 号中「4, 360, 000 m<sup>3</sup>」を「4, 721, 000 m<sup>3</sup>」に改め、同条第 3 号中「11, 945 m<sup>3</sup>」を「12, 934 m<sup>3</sup>」に改め、同条第 4 号ア中「100, 000 千円」を「84, 858 千円」に改め、同号イ中「477, 620 千円」を「435, 262 千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,134,600 千円	5,500 千円	1,140,100 千円
第 1 項 営業収益	893,120 千円	5,500 千円	898,620 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,126,600 千円	5,500 千円	1,132,100 千円
第 1 項 営業費用	1,099,321 千円	5,500 千円	1,104,821 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 252, 400 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 245, 800 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43, 122 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 39, 105 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 209, 278 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 206, 695 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

		収 入		
第1款	資本的収入	515,000千円	△50,900千円	464,100千円
第1項	企業債	299,600千円	△4,600千円	295,000千円
第2項	工事負担金	69,500千円	△20,300千円	49,200千円
第4項	出資金	99,850千円	△21,000千円	78,850千円
第5項	補助金	25,666千円	△5,000千円	20,666千円
		支 出		
第1款	資本的支出	767,400千円	△57,500千円	709,900千円
第1項	建設改良費	586,045千円	△57,500千円	528,545千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(変更)

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
水道 事業	299,600	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金及び 地方公 団金融 機構に ついて は、利率 見直し を行った 後には、 当該見 直しの 後の利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、企 業財政の都合 により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換す ることがで きる。	295,000	補正 前に 同じ	年7.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金及び 地方公 団金融 機構に ついて は、利率 見直し を行った 後には、 当該見 直しの 後の利率)	補正 前に 同じ

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

議第26号

令和7年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号ア中「72,880千円」を「68,880千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	1,112,900千円	△18,000千円	1,094,900千円
第1項 営業収益	544,083千円	6,000千円	550,083千円
第2項 営業外収益	568,817千円	△24,000千円	544,817千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,106,000千円	△18,000千円	1,088,000千円
第1項 営業費用	1,026,188千円	△28,000千円	998,188千円
第2項 営業外費用	77,647千円	10,000千円	87,647千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額300,100千円」を「資本的支出額に対し不足する額301,200千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,227千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,627千円」に、「当年度分損益勘定留保資金171,045千円」を「当年度分損益勘定留保資金171,745千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）

第1款 資本的収入	260,000 千円	△7,100 千円	252,900 千円
第1項 企業債	64,800 千円	△6,700 千円	58,100 千円
第2項 負担金	14,200 千円	2,000 千円	16,200 千円
第4項 補助金	25,000 千円	△2,400 千円	22,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	560,100 千円	△6,000 千円	554,100 千円
第1項 建設改良費	126,121 千円	△4,000 千円	122,121 千円
第2項 企業債償還金	433,979 千円	△2,000 千円	431,979 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(変 更)

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
下水道 事 業	64,800	普通 貸借 又は 証券 発行	年 3.0% 以内 (た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金及び 地方公 団金融 機関に ついて は、利 率見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、企 業財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換す ることがで きる。	58,100	補正 前に 同じ	年 7.0% 以内 (た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金及び 地方公 団金融 機関に ついて は、利 率見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直しの 後の利 率)	補正 前に 同じ

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光二

## 議第27号

### 令和8年度瑞浪市一般会計予算

令和8年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,540,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	5,440,000
	1市民税	2,293,500
	2固定資産税	2,410,000
	3軽自動車税	129,100
	4市たばこ税	290,000
	5鉱産税	40
	6入湯税	860
	7都市計画税	316,500
2地方譲与税		192,500
	1地方揮発油譲与税	35,000
	2自動車重量譲与税	135,000
	3森林環境譲与税	22,500
3利子割交付金		15,000
	1利子割交付金	15,000
4配当割交付金		50,000
	1配当割交付金	50,000
5株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1株式等譲渡所得割交付金	60,000
6法人事業税交付金		75,000
	1法人事業税交付金	75,000
7地方消費税交付金		1,000,000
	1地方消費税交付金	1,000,000
8ゴルフ場利用税交付金		156,000
	1ゴルフ場利用税交付金	156,000
9環境性能割交付金		5,000
	1環境性能割交付金	5,000
10地方特例交付金		70,000
	1地方特例交付金	70,000
11地方交付税		4,200,000
	1地方交付税	4,200,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		3,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,000
13 分担金及び負担金		45,000
	1 分担金	2,596
	2 負担金	42,404
14 使用料及び手数料		281,000
	1 使用料	122,352
	2 手数料	158,648
15 国庫支出金		2,865,540
	1 国庫負担金	1,612,619
	2 国庫補助金	1,242,757
	3 委託金	10,164
16 県支出金		1,257,800
	1 県負担金	693,375
	2 県補助金	492,025
	3 委託金	72,400
17 財産収入		77,000
	1 財産運用収入	76,600
	2 財産売却収入	400
18 寄附金		421,610
	1 寄附金	421,610
19 繰入金		1,789,150
	1 基金繰入金	1,753,220
	2 財産区繰入金	35,930
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		386,200
	1 延滞金、加算金及び過料	3,803
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	103,000
	4 雑収入	279,396

(単位：千円)

款	項	金額
22 市	債	1,050,200
	1 市 債	1,050,200
歳 入	合 計	19,540,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		173,600
	1 議会費	173,600
2 総務費		2,106,400
	1 総務管理費	1,710,161
	2 徴税費	217,908
	3 戸籍住民基本台帳費	105,879
	4 選挙費	57,000
	5 統計調査費	8,073
	6 監査委員費	7,379
3 民生費		6,426,100
	1 社会福祉費	3,265,369
	2 児童福祉費	2,936,531
	3 生活保護費	223,700
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,297,500
	1 保健衛生費	1,084,903
	2 清掃費	1,091,757
	3 環境費	120,840
5 労働費		15,800
	1 労働諸費	15,800
6 農林水産業費		277,700
	1 農業費	204,863
	2 林業費	72,837
7 商工費		454,300
	1 商工費	454,300
8 土木費		3,239,800
	1 土木管理費	65,800
	2 道路橋梁費	566,800
	3 河川費	38,070
	4 都市計画費	2,466,630
	5 住宅費	102,500

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		7 6 1, 0 0 0
	1 消 防 費	7 6 1, 0 0 0
10 教 育 費		1, 7 1 8, 8 0 0
	1 教 育 総 務 費	2 9 5, 5 0 8
	2 小 学 校 費	2 1 9, 7 3 8
	3 中 学 校 費	1 7 2, 2 4 3
	4 幼 稚 園 費	5 0 0
	5 社 会 教 育 費	4 5 9, 8 1 1
	6 保 健 体 育 費	5 7 1, 0 0 0
11 災 害 復 旧 費		8, 0 0 0
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8, 0 0 0
12 公 債 費		1, 4 6 6, 0 0 0
	1 公 債 費	1, 4 6 6, 0 0 0
13 諸 支 出 金		5 7 5, 0 0 0
	1 公 営 企 業 費	5 7 5, 0 0 0
14 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出 合 計		1 9, 5 4 0, 0 0 0

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
がん検診等委託料	令和8年度から 令和9年度まで	35,400
企業立地奨励金 (令和8年度指定業者分)	令和8年度から 令和14年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和8年度決定分)	令和9年度から 令和11年度まで	300
瑞浪市土地開発公社の 資金借入に係る債務保証 (瑞浪駅周辺再開発)	令和8年度から 令和10年度まで	1,026,000
瑞浪市土地開発公社の 資金借入に係る債務保証 (工業団地)	令和8年度から 令和12年度まで	124,000
加知奨学金 (令和8年度決定分)	令和9年度から 令和13年度まで	18,000
奨学金 (令和8年度決定分)	令和9年度から 令和13年度まで	5,400
瑞浪小学校大規模改修 実施設計委託料	令和9年度	15,750

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
こども園LED化改修事業	29,100	普通貸借 又は 証券発行	年7.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
保健センターLED化改修事業	10,700			
混合焼却施設設備改修事業	138,000			
クリーンセンターLED化改修事業	4,800			
斎場設備整備事業	8,900			
県単集落環境保全整備事業	10,200			
産業振興センター改修事業	14,400			
南垣外北野線道路改良事業	100,000			
道路側溝等緊急対策事業	44,000			
市道等長寿命化事業	30,000			
交通安全対策補助金(通学路緊急対策)事業	10,300			
防災・安全交付金事業	6,500			
道路防災安全対策事業	8,100			
道路メンテナンス事業補助金事業	12,800			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	4,600			
普通河川緊急浚渫推進事業	10,000			
普通河川緊急対策事業	9,400			
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	320,400			
瑞浪駅周辺再開発事業(駅南地区)	188,200			
市営住宅長寿命化事業	20,500			
市営住宅用途廃止事業	12,400			
消防庁舎等改修事業	8,000			
消防団拠点施設建設事業	3,300			
釜戸小学校改修事業	6,300			
瑞浪小学校改修事業	5,200			
化石博物館改修事業	28,200			
陶磁資料館LED化改修事業	3,800			
過年土木施設補助災害復旧事業	2,100			

議第 28 号

令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 782,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		589,711
	1 後期高齢者医療保険料	589,711
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		191,637
	1 一般会計繰入金	191,637
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		550
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑入	510
歳入合計		782,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		16,701
	1 総務管理費	12,367
	2 徴収費	4,334
2 後期高齢者医療金		764,289
	1 後期高齢者医療金	764,289
3 諸支出金		510
	1 償還金及び還付加算金	510
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		782,000

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	89
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	1,500

議第 29 号

令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 273, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		645,800
	1 国民健康保険料	645,800
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 県支出金		2,309,448
	1 県補助金	2,309,448
4 財産収入		1,400
	1 財産運用収入	1,400
5 繰入金		309,500
	1 一般会計繰入金	279,500
	2 基金繰入金	30,000
6 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
7 諸収入		2,822
	1 雑収入	2,822
歳入合計		3,273,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		73,028
	1 総務管理費	73,028
2 保険給付費		2,255,254
	1 療養諸費	1,949,800
	2 高額療養費	294,900
	3 移送費	50
	4 任意給付費	10,504
3 国民健康保険事業費納付金		900,057
	1 医療給付費分	613,166
	2 後期高齢者支援金等分	205,057
	3 介護納付金分	61,146
	4 子ども・子育て支援納付金分	20,688
4 保健事業費		34,261
	1 保健事業費	5,767
	2 特定健康診査等事業費	28,494
5 基金積立金		1,400
	1 基金積立金	1,400
6 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		3,273,000

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	136
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	10,812
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	400
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	4,000

## 議第30号

### 令和8年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和8年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		748,779
	1 介 護 保 險 料	748,779
2 分 担 金 及 び 負 担 金		45
	1 負 担 金	45
3 使 用 料 及 び 手 数 料		10
	1 手 数 料	10
4 国 庫 支 出 金		893,391
	1 国 庫 負 担 金	642,211
	2 国 庫 補 助 金	251,180
5 支 払 基 金 交 付 金		976,673
	1 支 払 基 金 交 付 金	976,673
6 県 支 出 金		518,311
	1 県 負 担 金	490,282
	2 県 補 助 金	28,029
7 財 産 収 入		2,700
	1 財 産 運 用 収 入	2,700
8 繰 入 金		655,395
	1 一 般 会 計 繰 入 金	604,591
	2 基 金 繰 入 金	50,804
9 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
10 諸 収 入		146
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	126
歳 入 合 計		3,800,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		110,350
	1 総務管理費	53,450
	2 徴収費	7,444
	3 介護認定審査会費	49,150
	4 趣旨普及費	306
2 保険給付費		3,484,600
	1 介護サービス等諸費	3,223,240
	2 介護予防サービス等諸費	117,630
	3 その他諸費	3,200
	4 高額介護サービス等費	70,500
	5 特定入所者介護サービス等費	59,420
	6 高額医療合算介護サービス等費	10,610
3 基金積立金		4,000
	1 基金積立金	4,000
4 地域支援事業費		195,500
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	126,100
	2 一般介護予防事業費	6,226
	3 包括的支援事業・任意事業費	62,782
	4 その他諸費	392
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,800,000

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	142
介 護 保 険 料 仮 算 定 納 入 通 知 書 等 印 刷 製 本 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	1,300
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	2,375
認 定 調 査 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	3,200
訪 問 型 サ ー ビ ス A 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	500
介 護 予 防 教 室 等 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	1,000
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 出 前 講 座 等 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	2,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 ( 高 齢 者 介 護 予 防 )	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	700
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	4,000
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	5,500
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	250

議第 3 1 号

令和 8 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 8 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		35,100
	1 使用料	35,100
2 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		36,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		24,073
	1 駐車場管理費	24,073
2 公債費		2,427
	1 公債費	2,427
3 基金積立金		9,000
	1 基金積立金	9,000
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		36,000

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	7
駐 車 場 キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 手 数 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	500
駐 車 場 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	400
駐 車 場 使 用 料 集 金 収 納 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	500
駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 まで	2,400

議第32号

令和8年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	15,400件
(2)	年間総配水量	4,607,600m <sup>3</sup>
(3)	一日平均配水量	12,623m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
ア	水道総合地震対策事業	93,200千円
イ	配水設備改良事業	411,602千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,148,000千円
第1項 営業収益		895,686千円
第2項 営業外収益		252,314千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,147,000千円
第1項 営業費用		1,116,788千円
第2項 営業外費用		26,102千円
第3項 特別損失		110千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額258,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,914千円、過年度分損益勘定留保資金218,086千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	450,000千円
第1項	企業債	340,900千円
第2項	工事負担金	22,700千円
第3項	分担金	17,061千円
第4項	出資金	43,339千円
第5項	補助金	26,000千円

支 出

第1款	資本的支出	708,000千円
第1項	建設改良費	522,176千円
第2項	企業債償還金 (継続費)	185,824千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	198,000	令和8年度	118,800
				令和9年度	79,200

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和8年度から 令和9年度まで	74
検 針 業 務 委 託 料	令和8年度から 令和9年度まで	14,300

水質検査等委託料	令和8年度から 令和9年度まで	9,000
水質検査モニター委託料	令和8年度から 令和9年度まで	1,000
ハンディターミナル システム・機器保守委託料	令和8年度から 令和9年度まで	300
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和8年度から 令和9年度まで	550
平山水道併用施設管理委託料	令和8年度から 令和9年度まで	恵那市内併用施設の 管理に要した 経費に負担割合 を乗じた額
仮設配管賃借料	令和8年度から 令和9年度まで	500

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	340,900	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には借入 先と協定し、その 条件に従うものと する。ただし、企 業財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借換す ることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 40,610千円

(他会計からの補助金)

第11条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、103,926千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第33号

令和8年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	24,200人
(2)	年間総処理水量	3,890,000 m <sup>3</sup>
(3)	一日平均処理水量	10,658 m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	67,828千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	48,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	1,183,000	千円
第1項	営業収益	541,702	千円
第2項	営業外収益	641,298	千円
		支	出
第1款	下水道事業費用	1,173,000	千円
第1項	営業費用	1,099,700	千円
第2項	営業外費用	69,135	千円
第3項	特別損失	2,165	千円
第4項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額312,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,136千円、過年度分損益勘定

留保資金129,154千円及び当年度分損益勘定留保資金171,710千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	266,000千円
第1項 企業債	70,500千円
第2項 負担金	1,500千円
第3項 出資金	153,000千円
第4項 補助金	41,000千円

支 出

第1款 資本的支出	578,000千円
第1項 建設改良費	165,000千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	413,000千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和8年度から 令和9年度まで	134
水洗便所等改造資金利子補給 (令和8年度決定分)	令和8年度から 令和14年度まで	146
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和8年度から 令和9年度まで	550
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	7,500
脱水ケーキ処理業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	68,000
薬 品 購 入 費	令和8年度から 令和9年度まで	24,000
測 定 検 査 業 務 委 託 料	令和8年度から 令和9年度まで	2,500
大湫クリーンセンター 維持管理業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	5,500
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	1,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	70,500	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 122,867千円  
(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け  
る金額は、14,580千円である。

令和8年2月26日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

